6月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県私立学校主管部課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、沖縄県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)」の期間が令和3年7月11日まで延長されるとともに、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について、緊急事態宣言が6月20日をもって終了することとなりました。

また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)とされていた埼玉県、千葉県及び神奈川県の措置期間が7月11日まで延長されるとともに、6月21日から7月11日までを期間として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が新たに重点措置区域とされ、加えて、岐阜県及び三重県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が6月20日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「対処方針」という。)」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に 応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感 染リスクが高い活動」を一時的に制限すること(学校における新型コロナウイルス感染 症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照)や、不要不急の都道府県間の移動を伴 う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、 積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いしま す。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、文部科学省では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年5月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせしたとおり、高等学校、特別支援学校等について、抗原簡易キットの可能な限り早い配付を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施するため、関係府省と連携しながら検査の実施体制等について検討し、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について」(令和3年6月17日付け)を発出して抗原簡易キットの配布希望を調査するとともに、別紙1「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」、別紙2「専修学校における抗原簡易キットの活用の手引き」、別紙2「専修学校における抗原簡易キットの活用の手引き」、別紙2「専修学校における抗原簡易キットの活用の手引き」を作成しておりますのでお知らせいたします。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年6月11日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

1. 感染症対策の徹底

現在、各地で変異株の感染者割合が上昇し、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、このところ学校給食センターなど学校の関連施設において<u>複数の感染者が発生する事例</u>も出ており、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配意いただきたいこと。

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~(令和3年4月28日 Ver. 6)

https://www.mext.go.jp/a menu/coronavirus/mext 00029.html

2. 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところ。

<u>こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校</u> 等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、<u>別紙3に示す具体例をもとに、屋</u>内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、

学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、<u>感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要</u>があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、<u>気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意</u>し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030617.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

②(略)政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約80万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(略)

(3) まん延防止

- 7) 学校等の取扱い
 - ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先> 文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

高校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 〇 高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部(以下「高校等」という。)においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。
- O 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、特に、高等学校においては、クラスターの発生が継続的に見られており、また、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られる中、万一感染者が学内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。
- 〇 こうした観点から、政府においては、<u>簡易かつ迅速(検査の所要時間:15分~30分程度)に実施することができる「抗原簡易キット」(以下「キット」という。)</u> について、その活用を希望し、かつ、キットの使用のための条件等が整っている高校等に対して、<u>無償での配布を行う</u>こととしました。
- 〇 このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に実施した場合に正確性が高いとされていることがあります。このため、キットを受領した各高校等においては、保健室等にキットを備え、登校・出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状(咳、咽頭痛、発熱等)を訴える生徒や教職員(以下「生徒等」という。)に対して検査を実施するなど、キットの性質と各高校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。
- 〇 また、たとえば、<u>寮や寄宿舎で生活する生徒</u>や<u>部活動等の課外活動に参加する生徒</u>(特に、外部の大会や競技会・発表会等に参加する生徒)のうち、咳、咽頭痛、 <u>発熱等の症状がある者</u>に対して検査を実施すること等も、キットの活用方策として考えられますので、申し添えます。(検査結果が陰性であれば課外活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があります(後述)。)
- 加えて、学内において感染の可能性がある者を早期に発見する観点からは、生徒

等の健康管理も重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、生徒の健康状態を把握するようお願いしています。すでに各学校においては、健康観察を実施いただいているところと存じますが、政府としては、生徒の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションについても、追ってお知らせすることとしていますので、必要に応じて活用をご検討ください。

- 本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意事項等についてお示しし、各高校等に参照いただくためのものですので、<u>キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください</u>。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。
- また、本手引きは、<u>基本的に医師等が常駐していない高校等における場面を想定し、教職員の管理下で生徒等本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。</u>
- なお、前述のとおり、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、<u>キットの配布はその趣旨を越えるものではありません。登校・出勤後に体調の変調を来した場合であって、直ちには医療機関を受診できない場合等における対応を想定</u>していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。
- また、高校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないよう、<u>体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。</u>

(1) キットについて(製品の仕様や、保管・使用時の留意事項)

○ キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用 してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。(製品を選んでいただくことはできません)
- 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度(2~30℃の間)で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。

- ・ <u>キットの有効期限は、製品の種類にもよりますが、12 か月程度</u>となっています。今回配布するキットの実際の使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 各製品の説明書等のほか、厚生労働省ホームページに掲載予定の教材(詳細については追ってお知らせします。)についても事前の学習により内容を理解しておくようお願いします。
- ・ 使わずに余った場合(使用期限を過ぎた場合)は、<u>基本的には一般廃棄物とし</u>て廃棄することが可能です。
- 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

<使用時の留意事項>

・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査(PCR検査)等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ(株)	エスプライン SARS-CoV-2	縦 75×横 210×奥 160mm、240g、10 回分
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、210g、10 回分
3	(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、 202g、10 回分
3		イムノエース SARS-CoV-2	縦 110×横 256×奥 255mm、 1,057g、60回分

- ・ 高校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、 生徒等が登校後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状(咳、 咽頭痛、発熱等*の症状)を発現させた場合において、学内で速やかに有症状者 の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各高校等におかれ ては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、 キットを有効に御活用ください。
- ※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合(複合的な症状ではない場合)も考えられます。

(2) 検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学内外の 関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、生徒等や保護 者に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることな どの配慮が必要です。
- 具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に

関与する方々に御理解いただくようお願いします。

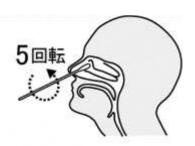
<検査実施体制の整備>

- ・ <u>学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておく</u>ことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員等の立ち会いやその後の 対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじ め役割分担をしておくことが重要です。
- ・ 生徒等や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分に説明 の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施に ついては、あくまで生徒等や保護者の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、<u>他の生徒等への感染防止、体調不良を訴える生徒</u> <u>等のプライバシーに配慮</u>し、あらかじめ決めておいてください。

<検体採取の手法>

- ・ 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、<u>高校等におい</u>ては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
 - ※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、**必ず、鼻腔検体を採** 取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- <u>鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能</u>です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、高校等の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、<u>キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材</u>(詳細については追ってお知らせします)の学習等をしておくようお願いします。
- ・ <u>鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意</u>し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔ぬぐい液採取



・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転 させ、挿入した部位で5秒程度静置 し、湿らせる(自己採取により実施)

<検体採取後の操作>

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間(製品により、15分~30分)静置します。
- 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、<u>本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則</u> として生徒本人が行います。

(3)検査の結果について(結果の判断やその後の対応)

〇 検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、<u>検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明</u>するようお願いします。

<検査結果の読み取り>

- キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、<u>本手引きや各製品</u> の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ※ ただし、<u>被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療</u>が行えるように<u>あらかじめ連携を図ってください</u>。

<検査結果が陽性だった場合>

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、<u>生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください</u>。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ <u>患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従っ</u> てください。
- 当該陽性判明者は帰宅し、<u>医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が</u> 軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。<u>保健所と連携をとり、必要な協力を行っ</u>てください。

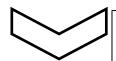
<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、<u>特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがある</u>ため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者は<u>すみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機</u>するなど、偽陰性の可能性を考慮し、感染が拡大しないような対応を 講じることが必要です。

高校等におけるキットの利用フロー図 (イメージ)

(1) 手引きの受領及び希望の有無等の確認

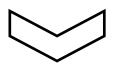
・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で高校等が受領。その際、 キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、同封の調査票に回答。



- ☑ キットの活用希望がある
- ☑ キットの利用が可能な体制(学校医や医療機関との連携の下、教職員等 が検査に立ち会う体制が確立されている)がある

(2) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- 各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速 に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- 生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法等を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ 同意を得る。



- ☑ 検査を実施できる体制・環境(学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検 査に立ち会う体制が確立されている) が整備されている
- ☑ 学内外の対応フローが整理されている

(3) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに 沿って検査を実施。
- (※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、 教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。

(4) 検査実施後の対応

陽性

(4a) 検査結果が陽性の者への対応

- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をと り、確定診断を行える医療機関に被検者を 紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合 は、当該医療機関から保健所に届出。
- 学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

(4b)検査結果が陰性だった者への 対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機
- 関の受診を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするな ど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡 大の防止措置を講じる。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例(イメージ)

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染 症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた だいた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

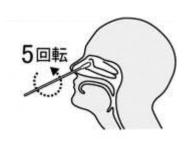
(検査の実施対象となる者)

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性がある体調不良(咳・咽頭痛・発熱等[※])を生じた生徒

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合(複合的な症状ではない場合)も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

(検査実施方法)

- 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、 5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、 基本的に生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。 体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年	月	日		
生徒氏名				
保護者氏名				

(検査実施のイメージ)

- ① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。
 - ※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。
- ② 体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③ 1 陽性だった場合

- 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所 に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該 陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで 療養を行う。

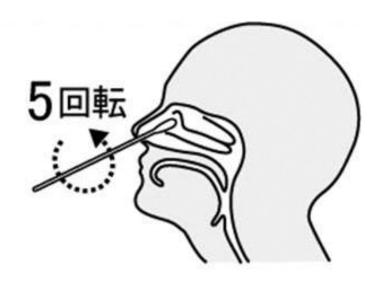
③-2 陰性だった場合

- 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するととも に、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただく可能性もありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

■ キットを利用する際の検体採取の方法に関する生徒等への説明イメージ図



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から2cm 程度、粘膜部分をぬぐ うようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を5回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で5秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 摂取した綿棒を所定の容器へ入れます。

専修学校における抗原簡易キットの活用の手引き

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 専修学校においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に 子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、専修学校における感染及びそ の拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科 学省から累次にわたりお願いしてきたところです。
- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、特に、専修学校においては、クラスターの発生が報告されており、万一感染者が学校内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。
- こうした観点から、政府においては、<u>簡易かつ迅速(検査の所要時間:15分~30分程度)に実施することができる「抗原簡易キット」(以下「キット」という。)</u>について、その活用を希望し、かつ、キットの使用のための条件等が整っている専修学校に対して、無償での配布を行うこととしました。
- このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に実施した場合に正確性が高いとされていることがあります。このため、キットを受領した各専修学校においては、保健室等にキットを備え、登校・出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状(咳、咽頭痛、発熱等)を訴える生徒や教職員(以下「生徒等」という。)に対して検査を実施するなど、キットの性質と各専修学校の実情に応じた使用方法を御検討ください。
- 〇 また、たとえば、<u>寮や寄宿舎で生活する生徒や部活動等の課外活動に参加する生徒</u>(特に、外部の大会や競技会・発表会等に参加する生徒)のうち、咳、咽頭痛、 発熱等の症状がある者に対して検査を実施すること等も、キットの活用方策として考えられますので、申し添えます。(検査結果が陰性であれば課外活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があります(後述)。)
- 加えて、学校内において感染の可能性がある者を早期に発見する観点からは、生徒等の健康管理も重要であり、専修学校高等課程においては、文部科学省から、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、生徒の健康状態を把握するようお願いしています。すでに各専修学校においては、健康観

察を実施いただいているところと存じますが、政府としては、<u>生徒の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーション</u>についても、追ってお知らせすることとしていますので、必要に応じて活用をご検討ください。

- 本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意 事項等についてお示しし、各専修学校に参照いただくためのものですので、<u>キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください</u>。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。
- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない専修学校における場面を想 定し、教職員の管理下で生徒等本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示 ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期す ため、医師等により検査を実施するようにしてください。
- なお、前述のとおり、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、<u>キットの配布はその趣旨を越えるものではありません。登校・出勤後に体調の変調を来した場合であって、直ちには医療機関を受診できない場合等における対応を想定</u>していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。
- また、専修学校でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キット の使用によって受診が遅れることがないよう、体調不良時は受診することが基本 であることを徹底してください。

(1) キットについて(製品の仕様や、保管・使用時の留意事項)

〇 キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用 してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。(製品を選んでいただくことはできません)
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度(2~30℃の間)で保存することが可能ですが、 夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。
- ・ <u>キットの有効期限は、製品の種類にもよりますが、12 か月程度</u>となっています。今回配布するキットの実際の使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。

- 各製品の説明書等のほか、厚生労働省ホームページに掲載予定の教材(詳細については追ってお知らせします。)についても事前の学習により内容を理解しておくようお願いします。
- ・ 使わずに余った場合(使用期限を過ぎた場合)は、<u>基本的には一般廃棄物とし</u>て廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、 自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

<使用時の留意事項>

・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査(PCR検査)等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ(株)	エスプライン SARS-CoV-2	縦 75×横 210×奥 160mm、240g、10 回分
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、210g、10 回分
3	(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、 202g、10 回分
3		イムノエース SARS-CoV-2	縦 110×横 256×奥 255mm、 1,057g、60回分

- ・ 専修学校においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、 生徒等が登校後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状(咳、 咽頭痛、発熱等*の症状)を発現させた場合において、学校内で速やかに有症状 者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各専修学校にお かれては、このような場合を念頭に、必要に応じて医師や医療機関等とも相談の 上、キットを有効に御活用ください。
- ※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合(複合的な症状ではない場合)も考えられます。

(2)検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学校内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、生徒等や保護者に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。
- 具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に 関与する方々に御理解いただくようお願いします。

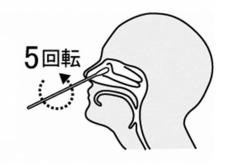
<検査実施体制の整備>

- 医師や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- 検査を実施する場合には、教職員等の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担をしておくことが重要です。
- 生徒等や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで生徒等や保護者の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の生徒等への感染防止、体調不良を訴える生徒 等のプライバシーに配慮し、あらかじめ決めておいてください。

<検体採取の手法>

- 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、<u>専修学校においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。</u>
 - ※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採 取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ <u>鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能</u>です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、専修学校の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、<u>キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材</u>(詳細については追ってお知らせします)の学習等をしておくようお願いします。
- 鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔ぬぐい液採取



・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる(自己採取により実施)

<検体採取後の操作>

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間(製品による。15分~30分)静置します。
- 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則 として生徒本人が行います。

(3)検査の結果について(結果の判断やその後の対応)

○ 検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、<u>検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明</u>するようお願いします。

<検査結果の読み取り>

- キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、<u>本手引きや各製品</u> の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ※ ただし、<u>被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を医療機関等の医師に連絡し、</u> それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

<検査結果が陽性だった場合>

- ・検査結果が陽性だった場合には、生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。<u>保健所と連携をとり、必要な協力を行っ</u>てください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、<u>特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがある</u>ため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機するなど、偽陰性の可能性を考慮し、感染が拡大しないような対応を 講じることが必要です。

専修学校におけるキットの利用フロー図(イメージ)

(1) 手引きの受領及び希望の有無等の確認

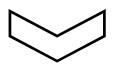
・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを専修学校の設置者や所轄庁である都道府県等 経由で専修学校が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認



- ☑ キットの活用希望がある
- ☑ キットの利用が可能な体制(医師や医療機関との連携の下、教職員等 が検査に立ち会う体制が確立されている)がある

(2)キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- 各専修学校において、医師や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速 に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- 生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法等を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ 同意を得る。



- ☑ 検査を実施できる体制・環境(医師や医療機関との連携の下、教職員等が検査 に立ち会う体制が確立されている) が整備されている
- ☑ 学校内外の対応フローが整理されている

(3)キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに 沿って検査を実施。
- (※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、医師や医療機関との連携の下、教 職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。

(4)検査実施後の対応

(4a) 検査結果が陽性の者への対応

陽性

- ・医師や医療機関等に速やかに連絡をとり、 確定診断を行える医療機関に被検者を紹
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合 は、当該医療機関から保健所に届出。
- ・専修学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

(4b)検査結果が陰性だった者への

- 偽陰性の可能性もあることから、医療機
- 関の受診を促す。 ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡 大の防止措置を講じる。
- 専修学校から保護者に対し、結果を連

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例(イメージ)

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染 症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 〇 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた だいた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

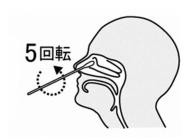
(検査の実施対象となる者)

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性がある<u>体調不良(咳・咽</u>頭痛・発熱等[※])を生じた生徒

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合(複合的な症状ではない場合)も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

(検査実施方法)

- 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、 5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、 基本的に生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。 体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

生徒氏名

保護者氏名

(検査実施のイメージ)

- ① 専修学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。
 - ※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検 査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。
- ② 体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

3-1 陽性だった場合

- 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所 に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該 陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで 療養を行う。

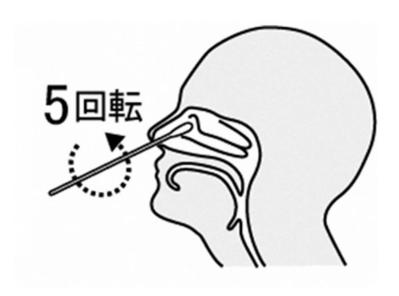
③-2 陰性だった場合

・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するととも に、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただく可能性もありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

■ キットを利用する際の検体採取の方法に関する生徒等への説明イメージ図



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から2cm程度、粘膜部分をぬぐ うようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を5回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で5秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 摂取した綿棒を所定の容器へ入れます。

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、<u>部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一</u>層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

<感染リスクの高い活動等の制限等>

- ▶ 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- ➤ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- ▶ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- ▶ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- ▶ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

<部活動に付随する場面での対策の徹底>

- ▶ 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- ▶ 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- ▶ 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく。

<学校全体としての取組>

- ▶ 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- ▶ 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を 再確認する。
- ▶ 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。